

## さくら市農業委員会総会議事録（平成28年2月定例総会）

1. 開催日時 平成28年2月25日（木）午後2時00分から午後4時40分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎第1・2会議室

3. 出席委員（30人）

会長	25番	田代 修一
会長職務代理者	30番	山崎 國一
委員	1番	薄井千恵子
	2番	小菅 和彦
	3番	中山 隆
	5番	齋藤 敏一
	6番	平山 光邦
	7番	野上 春夫
	8番	田代 純一
	9番	齋藤 克之
	10番	鈴木 有一
	11番	小竹 勝
	12番	肥後 太一
	13番	石塚 信行
	14番	手塚 栄一
	15番	舟本 幸美
	16番	門前 義夫
	17番	大塚 明美
	18番	渡辺 一郎
	19番	大森 勝雄
	20番	谷田 年美
	21番	宍戸 孝男
	22番	手塚 靖博
	23番	池田 一孔
	24番	落合千枝子
	26番	福田 正和
	27番	佐藤 利通
	28番	石田多美子
	29番	小林 功
	31番	大木 忠一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第 1号 非農地証明願について  
議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出について  
議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について  
議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 6号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 7号 平成28年度農作業賃金標準額について  
議案第 8号 耕作放棄地の非農地通知書交付について
- 第3 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 碓氷 正一  
農地調整係長 野崎 憲作  
主査 柴山 雅子

8. 会議の概要

事務局	碓氷	定刻になりました。出席委員30名全員で、定足数に達しており総会は成立いたしますので、まず、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	田代	みなさん、こんにちは。 2月の末ということで、日差しも強くなってきて春めいてきたのかなと思います。そうした中で、風が強かったり、今朝は思いがけなく雪が降ったりと三寒四温、本当に春が待ち遠しいと感じますが、やはり季節には季節なりの気候でないと、自然を相手の仕事ですから、寒いときには寒い、ある程度の時期になったときにはちゃんと暖かくなってくれないと色々被害が出ると思いますので、ゆっくりでいいから、時期になったら春になればいいのかなと思います。 本日は多くの案件がございます。農業委員としての務めは、やはり地域の農地をしっかりと守って、これからも営農が継続できるように、農地に被害がないように、こういうことを心がけて、農業委員としての活動を進めていただければと思っています。また、本日の総会もそのように

		進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。 それでは、ただいまからさくら市農業委員会2月定例総会を開催いたします。
事務局	碓氷	それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	田代	それでは、会議に先立ちまして本日午前10時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。 第1調査会の委員長からお願いいたします。
15番	舟本	本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第2号が1件、議案第3号が2件、議案第5号が2件の合計5件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	次に第2調査会委員長の報告を求めます。
12番	肥後	本日午前10時より書類審査は1名欠席、現地調査は全員出席で行いました。案件としては議案第1号が1件、第2号が1件、第3号が1件、第4号が1件、第5号が2件、第8号が1件の合計7件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	次に第3調査会委員長の報告を求めます。
18番	渡辺	本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第5号が1件、第8号が3件の合計4件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	次に第4調査会委員長の報告を求めます。
3番	中山	本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第3号が1件、議案第4号が1件、議案第5号が1件、議案第8号が2件の合計6件であります。詳

		<p>細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	田代	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。 15番舟本幸美委員、16番門前義夫委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。 議案第1号「非農地証明願について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第1号番号1番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
8番	田代	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 内容については、ただいま事務局から説明があったとおりです。みなさまのご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手で、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第1号番号2番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えま</p>

		す。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
27番	佐藤	案内図1-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する) 内容については、ただいま事務局から説明があったとおりですが、現在の運営会社は〇〇で、社内のコンプライアンス調査において発覚したため、今回の申請に至ったものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号番号2番について承認される方、挙手を願います。  【全員挙手】
議長	田代	全員挙手で、議案第1号番号2番は原案どおり承認されました。 議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第2号番号1番について、朗読して説明する。 この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。 今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づきまして、2名のあっせん委員の選出をお諮りします。
議長	田代	あっせん委員の選任ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
15番	舟本	5番齋藤敏一委員、11番小竹 勝委員を指名いたします。
議長	田代	それでは議案第2号番号1番のあっせん委員は、5番齋藤敏一委員、11番小竹 勝委員を指名いたします。 議案第2号番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局	野崎	議案第2号番号2番について、朗読して説明する。 同じく、2名のあっせん委員の選出をお諮りします。
議長	田代	あっせん委員の選任ですので、第2調査会の委員長より指名願います。
12番	肥後	2番小菅和彦委員、14番手塚栄一委員を指名いたします。
議長	田代	それでは議案第2号番号2番のあっせん委員は、2番小菅和彦委員、 14番手塚栄一委員を指名いたします。 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に 供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号1番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件 等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
22番	手塚	事由につきましては事務局の説明どおりであり、なんら問題はないと考 えます。ご審議のほどよろしく願います。
議長	田代	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号1番について、承認される方の挙手を願います。  【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号2番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件 等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明を願います。

12番	肥後	譲渡人と譲受人は親子であります。事由のとおり、農業者年金受給のための経営移譲であり、なんら問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	田代	異議なしの声以外ないので採決に入ります。 議案第3号番号2番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号2番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号3番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
9番	齋藤	譲渡人と譲受人は親子であり、農業者年金受給のための経営移譲ですのでなんら問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	田代	異議なしの声以外ないので採決に入ります。 議案第3号番号3番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号3番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 柴山

議案第3号番号4番について、朗読して説明する。

なお、農業生産法人要件、全部効率要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。

事務局 野崎

補足説明をさせていただきます。お手元に「農業生産法人の要件」と記載された用紙があるかと思しますので、これにつきまして説明させていただきます。

要件の一つ目は法人形態要件で、株式会社、農事組合法人などがあります。今回は「有限会社〇〇」となっておりますが、こちらについては平成18年に会社法が施行されたことに伴いまして、有限会社というものが法的になくなっています。会社法のなかで有限会社については株式会社として存続するというようになっておりまして、名称は有限会社ですけれども株式会社としての扱いになっております。よって法人形態要件を満たしていることとなります。二つ目が事業要件で、主たる事業が農業で売上高が過半ということです。有限会社〇〇につきましては、畜産業を主な業務としている法人ですので、事業要件は満たしております。次の構成員要件ですが、こちらは総議決権の4分の3以上が農業関係者であることという規定があり、残りの4分の1については有限会社〇〇と関係のある法人という要件がありますが、こちらを満たしております。次の役員要件につきましては、役員の過半が農業の常時従事者（原則年間150日以上）であること。また、そのうちの過半の者が農作業に従事（原則年間60日以上）することということで、こちら役員要件は満たしております。以上が農業生産法人の要件となります。

また、今回法律改正がありまして4月1日から要件が緩和されます。議決権・構成員要件について、現行、農業関係者以外の者が総議決権の4分の1以下が、2分の1未満になり、農業関係者以外の者は、法人と継続的取引関係を有する者等に限定されていましたが、法人と継続的取引関係がない者も構成員となることできるようになりました。また、役員要件について、役員の過半が農業の常時従事者であることは現行と同じですが、その過半が農作業に従事するという要件が、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事すればよいと見直しされました。併せて、法人の呼称が、農業生産法人から農地所有適格法人に代わります。

議長 田代

担当委員の説明をお願いします。

3番

中山

譲渡人は申請地において、平成20年頃まで牛を肥育しておりました



が、その後耕作放棄地状態になっていました。また、譲渡人は農業生産法人で和牛の繁殖、肉牛の飼育育成を行っております。県内では那須塩原市内では乳牛・肉牛の飼育、那須町では自給飼料生産地として利用しているとのことです。今回の案件も飼料畑として利用するということですので、なんら問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 田代 それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代 異議なしの声以外ないので採決に入ります。  
議案第3号番号4番について承認される方、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 田代 全員挙手ですので、議案第3号番号4番は原案どおり承認されました。  
続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 柴山 議案第4号番号1番について、朗読して説明する。

議長 田代 担当委員の説明を願います。

29番 小林 案内図4-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)  
申請の内容につきましては、事務局の説明どおりであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 田代 それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代 異議なしの声以外ないので、採決に入ります。  
議案第4号番号1番について承認される方の挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長	田代	全員挙手ですので、議案第4番号1番は、原案通り決定いたしました。続きまして、議案第4番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4番号2番について朗読して説明する。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
17番	大塚	案内図4-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)申請の内容につきましては、事務局の説明どおりであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第4番号2番について承認される方の挙手を願います。  【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4番号2番は原案通り承認されました。続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第5号1番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がり約0.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
31番	大木	案内図5-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)申請地は、周囲を田、畑、墓地・道路に囲まれた土地であります。本申請は、〇〇が使用貸借により太陽光発電設備として転用する案件であります。転用行為の必要性和土地の選定理由、〇〇の父が昨年、太陽光発電施設を立ち上げたことから、再生可能エネルギーへの意識が高まったこと、また、父が立ち上げた太陽光発電施設が順調に稼働しているこ

とが確認できたことから、日当たりがよく、1年通じて日照時間が確保できること、面積・周辺環境等において好条件であり、父から土地を借り受けることができることとなったため、今回の申請に至っております。計画によりますと、申請地に太陽光パネル192枚を設置し、出力44.0kw、年間発電量50,223kwhを確保しようとするものです。雨水については、敷地内自然浸透とし、その他の排水はありません。資金計画につきましては、総事業費1,320万円のうち、220万円を自己資金、1,100万円を融資にて賄うこととしており、金融機関の残高証明書並びに融資見込証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題は無いと判断しております。みなさまのご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 田代

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代

異議なしの声以外ないので、採決に入ります。  
議案第5号番号1番について承認される方、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 田代

全員挙手ですので、議案第5号番号1番は原案通り承認されました。  
続きまして、議案第5号番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 柴山

議案第5号番号2番について朗読して説明する。

なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長 田代

担当委員の説明を願います。

15番 舟本

案内図5-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)

申請地は周囲を道路、田、宅地に囲まれた土地であります。本申請は、〇〇さんと妻の2人で父所有の土地を使用貸借により、アパート敷地として転用する案件であります。転用行為の必要性と土地選定の理由、申請地はいままで田として使用していたが、父も高齢となり、父1人の管

理にも限界を感じていました。そこで、子である私と妻が共同で使用貸借し、アパート経営の計画に至ったものです。申請地は市街地の北側に位置し、国道4号線にも近く、小中学校や商業施設にも近接し住環境に適した場所です。計画によりますと、4棟30戸のアパートと49台分の駐車場を確保しようとするものであります。取水は公共上水道に接続し、排水は公共下水道に放流する計画になっております。雨水につきましては敷地内浸透となります。資金計画につきましては、総事業費34,730万円のうち、330万円を自己資金、34,400万円を融資にて賄うこととしており、金融機関の残高証明書並びに融資見込証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題は無いと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 田代

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代

異議なしの声以外ないので、採決に入ります。  
議案第5号番号2番について承認される方、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 田代

全員挙手ですので、議案第5号番号2番は、原案通り承認されました。  
続きまして、議案第5号番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 柴山

議案第5号番号3番について朗読して説明する。

なお、農地区分は、農業公共投資の対象となっている土地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長 田代

担当委員の説明を願います。

2番

小菅

案内図5-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)

この案件は、昨年9月の定例総会において、農振除外として承認された案件であります。申請地は周囲を道路、水路に囲まれた土地であります。本申請は〇〇さんが、売買により資材置場として転用する案件であ

ります。申請者の〇〇さんは、〇〇地内に事務所を置き、屋号〇〇工業として、工場内電気設備の新設・点検補修を主な業務として行っております。現在の資材置場が飽和状態であるため、事務所にも近く利用するのに最適な場所です。このたび土地所有者から土地を購入することができたため、今回の申請に至っております。計画によりますと、申請地は砂利敷きとし、周囲はフェンスを設置します。雨水については、敷地内自然浸透とします。取水・排水はありません。車両の出入口は、敷地西側として現在の乗入口を利用します。資金計画につきましては、総事業費 160 万円で全額自己資金で賄うこととしており、金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日の調査会において申請内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 田代

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代

異議なしの声以外ないので、採決に入ります。  
議案第 5 号番号 3 番について承認される方、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 田代

全員挙手ですので、議案第 5 号番号 3 番は、原案通り承認されました。  
続きまして、議案第 5 号番号 4 番につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 柴山

議案第 5 号番号 4 番について朗読して説明する。  
なお、農地区分は、区画整理地域内にありますので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長 田代

担当委員の説明を願います。

29番 小林

申請地は、上阿久津台地土地区画整理事業地内にあります。申請者は現在、家族 3 人でさくら市上阿久津に住んでおります。今回、申請地を購入するというので、申請に至ったものです。資金計画としましては、総事業費 2,920 万円全額自己資金で賄うこととしており、金融機関の残高証明書が添付されております。上阿久津台地土地区画整理事業地内のため、農地等への影響はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

		<p>します。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。 議案第5号番号4番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号4番は、原案通り承認されました。 続きまして議案第5号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第5号番号5番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
1番	薄井	<p>案内図5-5をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請地は周囲を、田、宅地及び道路に囲まれた土地であります。本申請は、〇〇さんが売買により、一般住宅敷地として転用する案件であります。申請者は、申請地近くのアパートに妻と2人の子どもと暮らしておりますが、子どもの成長に伴い持ち家が必要になっております。申請地は、小中学校にも近く、インフラが整備されているなど住環境に恵まれた土地であり、土地所有者から土地を譲り受けることができることとなったため、今回の申請に至ったものです。計画によりますと、住宅1棟を建築し、自家用駐車場3台分を確保しようとするものです。取水は公共上水道に接続し、排水は公共下水道に接続する計画となっております。雨水は、敷地内自然浸透となっております。資金計画につきましては、総事業費2,300万円を全額融資にて賄うこととしており、金融機関の融資見込証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日の調査会において申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号5番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号5番は、原案通り承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第5号番号6番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の第1種農地と判断しますが、不許可の例外「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合(申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないこと)」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
事務局	田代	<p>担当委員の説明を願います。</p>
17番	大塚	<p>案内図5-6をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請人は、平成23年に東京都において設立され、太陽光発電システムによる電力取引事業を手掛ける会社であります。このたび林地開発により太陽光発電設備を設置したところでありますが、雨水放流については既存の土水路があったため、集水柵とU型水路に改修設置したものであります。工事は既に済んでいるため、資金計画等は発生しません。また始末書が添付されております。</p> <p>今回の申請は、雨水排水を流すための転用であるので、なんら問題はないと思いますが、造成中のときに大雨が降り、土砂等の流入による農地への被害が出たことから、業者と地元行政区を交えて、もう一度協議したいなと思う案件でありますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p>
13番	石塚	<p>私も以前から太陽光発電施設の申請が出たこの場所、メガソーラーが2か所ですか、昨年9月に災害があったということですが、東側の造</p>

成地が土砂崩れを起こし、市道を横断するという被害があったと思います。私が言いたいのは、昨年でも農業委員会の案件として15～16件の太陽光発電設備の案件があったと思います。50kwですか、小さい物については雨水処理、地盤の造成に関しては大した問題ではないと思いますが、昨年もメガソーラーに近い案件が1～2件あったと思います。その場合に、造成の仕方と終末処理につて、農業委員会としては検討しなくてはいけないところではないかと思ひます。特に今回の太陽光発電施設は農業委員会の案件ではありませんが、現地を見てもらえばわかると思ひますが、見た目でも本当に怖いような造成の仕方、それと雨水排水の処理の仕方が、私も土木をやっていた関係で現地を見ると問題視せざるを得ないような状況だと思ひます。ですから我々も山林を造成して、太陽光発電を行う場合には造成と排水処理を、設計者、事業者から詳細な説明を受けて検討することにした方がいいのではないかと思ひます。

17番 大塚 現行の工事そのものは、なんら問題はないと思ひます。ただ、大雨等で法面が崩壊して、雨水が流れ込んで氾濫という形になったときに、その責任の所在が農業委員会に来るといふことがあつてはならないと思ひ発言したものです。

議長 田代 現地を見させていただいて、一番気になるのは、この農地部分の土水路に50cm角のU字溝が設置されておりますが、その上流の調整池からU字溝までの間は1mのヒューム管になっています。そこで溢れて農地が冠水することも考えられるので、農業委員会は関係ないといふ案件ではないと思ひます。農地を守るのが農業委員会の役目だと思ひます。

**【被害懸念の声多数あり】**

7番 野上 ただいまの林地開発に伴う雨水排水の問題については、漁業組合、江川南部土地改良区が放流同意をしたわけですから、この件については農業委員会の話ではないと思ひます。林地開発の申請を行い、調整池を造成して完了検査を受けているわけですから、土砂崩れとかは開発した会社との問題であつて、農業委員会は関係ないと私は思ひます。

17番 大塚 この案件につきましては、雨水排水の件のみですので、そこを審議していただければと思ひます。

議長 田代 その他に何かございますか。



		<p>ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号番号 6 番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【挙手多数】</b></p>
議長.	田代	<p>挙手多数で、議案第 5 号番号 6 番は、原案通り承認されました。</p>
	(休憩)	(15:50~16:05)
議長	田代	<p>会議を再開いたします。</p> <p>議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。</p> <p>第 18 条第 1 項に市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されておりますので今回の議案となっております。</p> <p>平成 27 年度第 11 号 公告予定年月日は平成 28 年 2 月 29 日です。計画の内容としては、利用権設定については、再設定 19 件、面積 156,941 m<sup>2</sup>、新規 9 件、面積 70,682 m<sup>2</sup>、合計 28 件、面積 227,623 m<sup>2</sup>です。</p> <p>(利用権新規設定分を朗読して説明)</p> <p>続きまして、所有権の移転です。</p> <p>栃木県農業振興公社への売渡しが 2 件、栃木県農業振興公社からの売渡しが 2 件となっております。</p> <p>(所有権移転分を朗読して説明)</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 6 号について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第 6 号は、原案通り承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 7 号「平成 28 年度農作業賃金標準額について」</p>

		を議題に供し、事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	<p>去る、1月29日午後3時より、田代会長、各調査委員長、生産者の代表者、JA担当者による検討会議を開催いたしました。</p> <p>会議の結果、農作業賃金の標準額については、消費税込の金額表示に改正すべきとの意見に基づき、税込金額へ変更となっております。その他、現行の標準額との変更点はございませんので、内容の説明は割愛させていただきます。なお、賃借料情報については、昨年1月から12月までの間に結ばれた利用権設定の賃借料を集計したものとなっております。</p> <p>(内容を読み上げる)</p> <p>一昨年の米価の大幅な下落により、地代の支払いを物納若しくは物納換算とするケースが増えたため、今回は米1俵10,800円に換算して集計しております。</p>
議長	田代	それでは質疑にはいります。
議長	田代	<p>意見もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【挙手多数】</b></p>
議長	田代	<p>挙手多数で、議案第7号は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第8号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山 野崎	<p>議案第8号番号1番について朗読して説明する。</p> <p>土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。)</p> <p>農振地域外で、土地改良は未実施です。平成27年9月2日に山崎委員と事務局で現地調査を行いました。</p>
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
30番	山崎	ただいまの事務局の説明どおりであります。このような状況ですのでみなさまのご審議のほどよろしく願いいたします。

議長	田代	<p>それでは質疑にはいります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。 議案第8号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第8号番号1番は原案どおり承認されました。 議案第8号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山 野崎	<p>議案第8号番号2番について朗読して説明する。 土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。)</p> <p>〇〇は農振農用地で、土地改良は内川沿岸土地改良事業地です。平成27年9月2日に山崎委員と事務局で現地調査を行いました。</p> <p>〇〇は農振農用地で、土地改良は未実施です。平成27年9月3日に平山委員と鈴木委員及び事務局で現地調査を行いました。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
30番	山崎	<p>ただいま事務局から説明があったとおりであり、農地に復元することは困難な状況にあります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑にはいります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。 議案第8号番号2番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第8号番号2番は原案どおり承認されました。 議案第8号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	柴山 野崎	<p>議案第8号番号3番について朗読して説明する。</p> <p>土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。)</p> <p>農振白地で、土地改良は未実施です。平成27年9月29日に谷田委員と事務局で現地調査を行いました。</p>
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
20番	谷田	ただいま事務局から説明があったとおりであり、農地に復元することは困難な状況にあります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	<p>それでは質疑にはいりません。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第8号番号3番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第8号番号3番は原案どおり承認されました。</p> <p>議案第8号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山 野崎	<p>議案第8号番号4番について朗読して説明する。</p> <p>土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。)</p> <p>農振は白地で、土地改良は未実施です。平成27年9月1日に野上委員と事務局で現地調査を行いました。</p>
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
7番	野上	ただいまの事務局の説明どおりであります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	<p>それでは質疑にはいりません。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。 議案第8号番号4番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第8号番号4番は原案どおり承認されました。 議案第8号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山 野崎	<p>議案第8号番号5番について朗読して説明する。 土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。) 農振白地で、土地改良は未実施です。平成27年9月4日に渡辺委員と薄井委員及び事務局で現地調査を行いました。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>
18番	渡辺	<p>ただいまの事務局の説明どおりであります。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑にはいります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。 議案第8号番号5番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第8号番号5番は原案どおり承認されました。 議案第8号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山 野崎	<p>議案第8号番号6番について朗読して説明する。 土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。) 農振農用地で、土地改良は未実施です。平成27年8月31日に田代会長と落合委員及び事務局で現地調査を行いました。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明を求めます。</p>

24番	落合	本日午前中に調査会で確認していただいたところですが、法面に篠竹がたくさん出ておまして、隣接地の耕作の支障になっているため、法面をきれいにするという条件付きで、みなさまのご了解を頂きたいと思 います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	田代	それでは質疑にはいります。  【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第8号番号6番について承認される方、挙手を願ひます。  【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、隣接農地に迷惑を掛けないように管理するという 条件付きで、議案第8号番号6番は原案どおり承認されました。 議案第8号番号7番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	議案第8号番号7番について朗読して説明する。 土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用 し、航空写真、現場写真により現況について説明する。) 農振農用地で、土地改良は未実施です。平成27年10月1日に大塚 会長と事務局で現地調査を行いました。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
17番	大塚	ただいまの事務局の説明どおりであります。ご審議のほどよろしくお 願ひいたします。
議長	田代	それでは質疑にはいります。  【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第8号番号7番について承認される方、挙手を願ひます。  【全員挙手】

議長

田代

全員挙手ですので、議案第8号番号7番は原案どおり承認されました。  
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」はお目通し願います。

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会2月定例総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

(午後4時40分閉会)